

相続の基礎講座 その④

～養子縁組と相続税の節税効果～

養子縁組をすると相続税対策になる理由

理由その①

相続税の基礎控除額が増える。
(相続人の数が増えるため)

理由その②

相続税の総額が減額となる。
(1人当たりの相続割合が少なくなるため)

理由その③

非課税限度額が増額となる。
(生命保険金・退職金の非課税額が500万円増加)

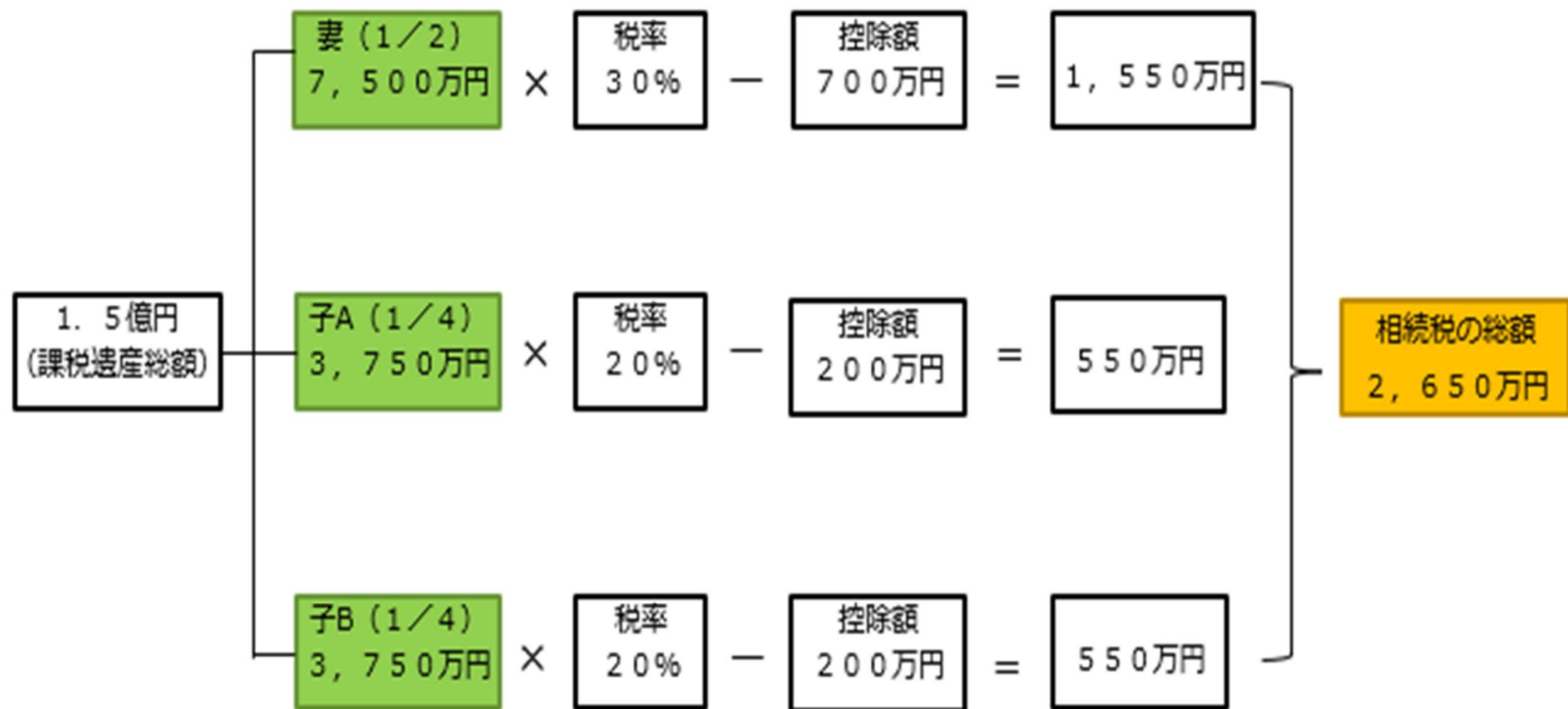
相続税の仕組み（養子縁組前）

財 産 2億		1. 5億
債務 200万	相続税の基礎控除 4, 800万	

相続税の基礎控除額

3, 000万円 + 600万円 × 3 人

相続税の計算方法（養子縁組前）



相続税の仕組み（養子縁組により相続人が1人増加の場合）

財 産	1. 4 4 億
2億	

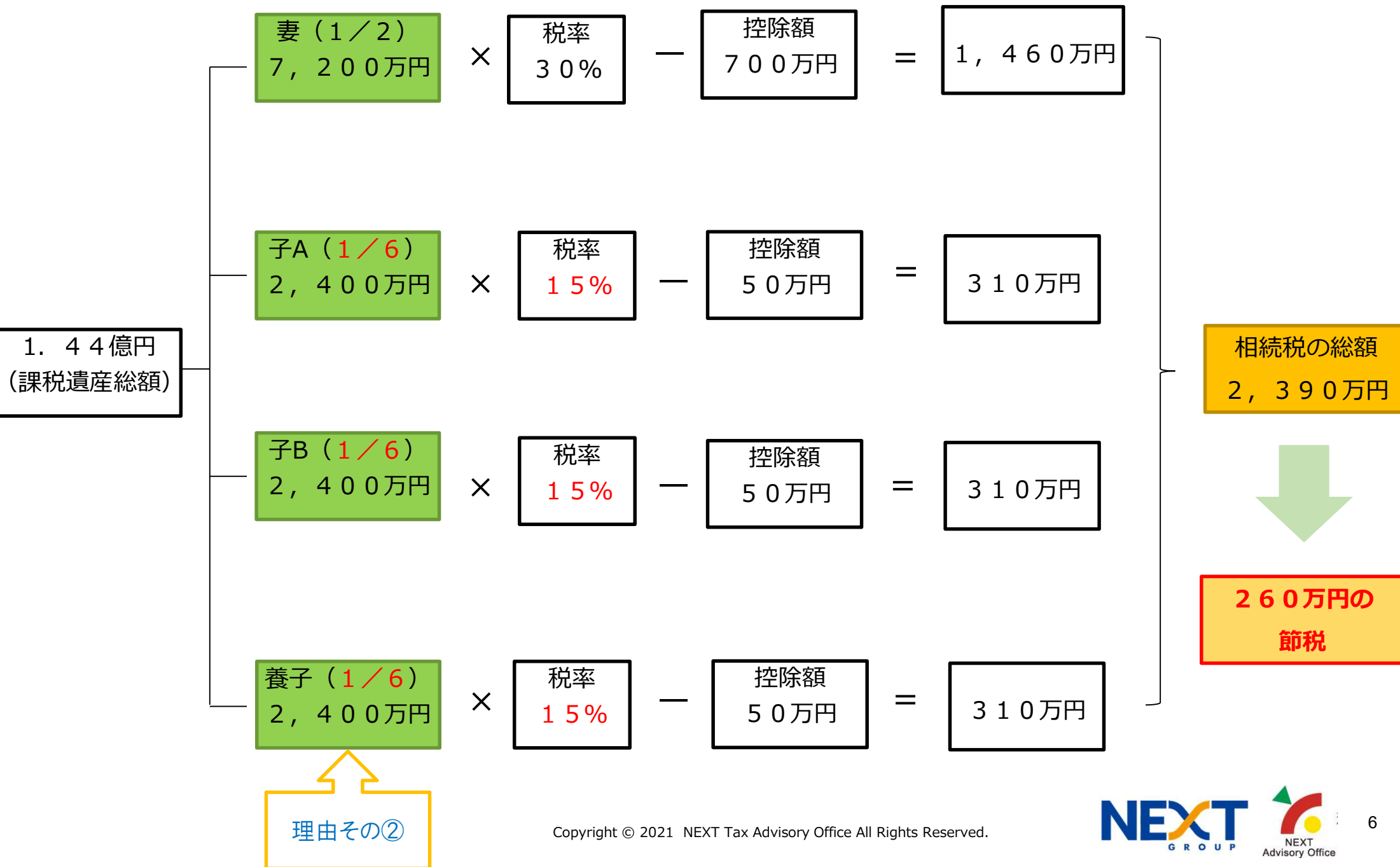
債務	相続税の基礎控除
2 0 0 万	5, 4 0 0 万

相続税の基礎控除額

3, 0 0 0 万円 + 6 0 0 万円 × 4 人

理由その①

相続税の計算方法（養子縁組により相続人が1人増加の場合）



相続税における養子縁組の人数ルール

実子がいる場合の養子縁組

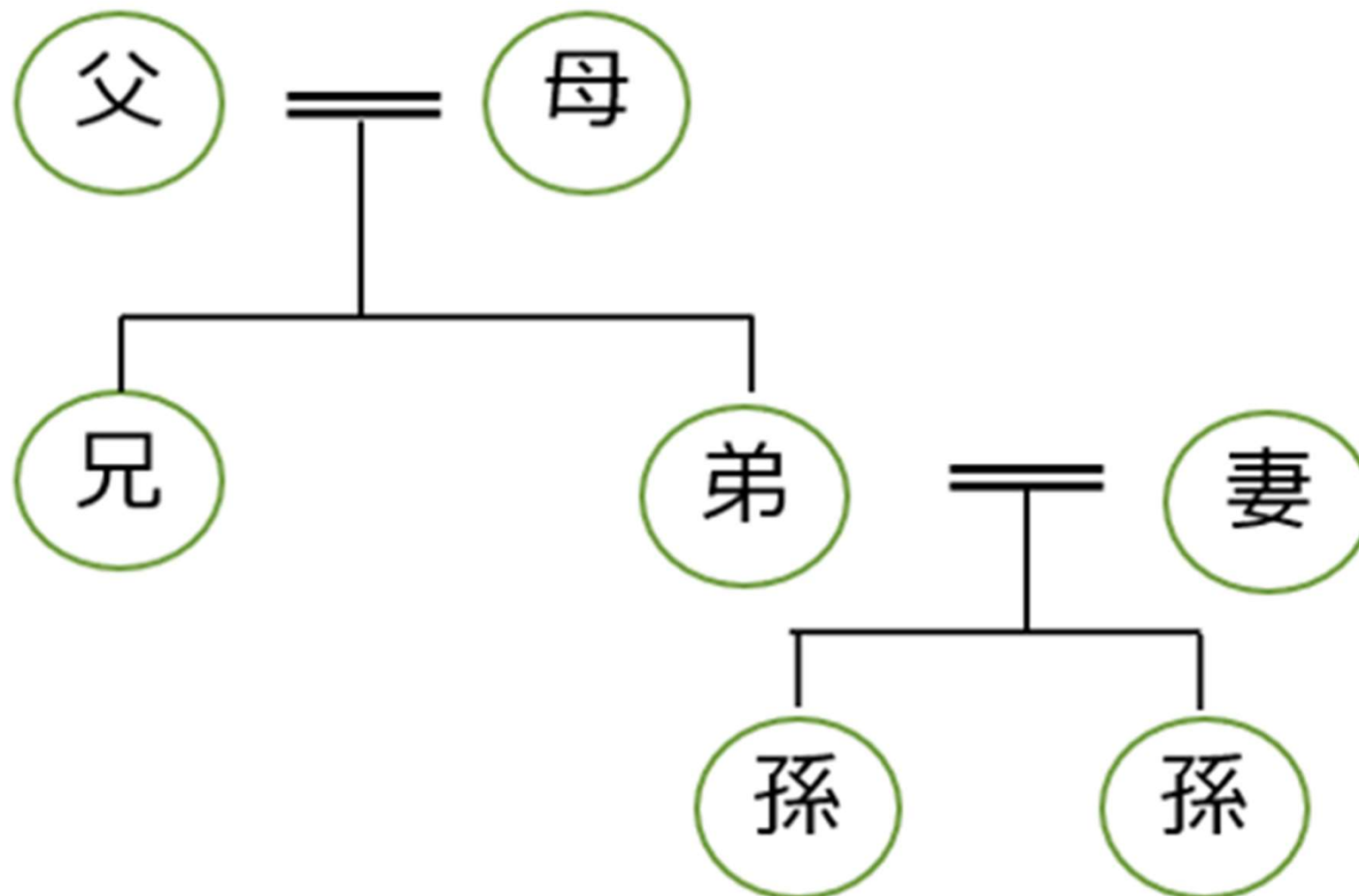
養子 1 人まで法定相続人に含めることが可能です。

実子がない場合の養子縁組

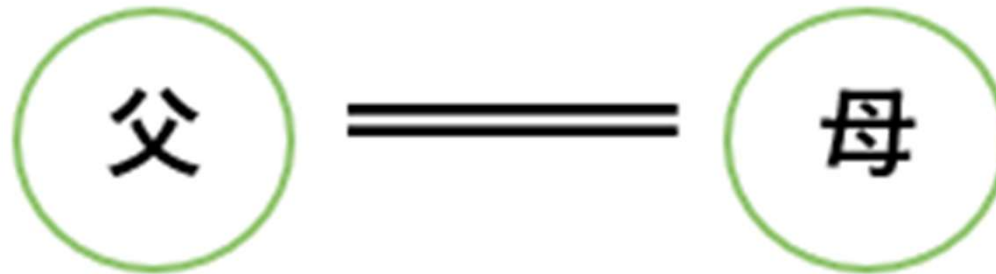
養子 2 人まで法定相続人に含めることが可能です。

※ただし、養子縁組は法律上何人でも可能です。養子縁組をすると養親が亡くなった時に相続権が与えられます。相続税の基礎控除等の計算に含まれる人数（法定相続人）には上記の人数制限があります。

実子がいる場合の養子縁組



実子がない場合の養子縁組



END